

特集

# インターネット上における部落差別事件

## — 論点整理 (部落解放運動は何を提起しているか) —

北口末広

### 要約

今日、電子工学・情報工学の急速な進歩とともに情報化社会が加速し、一〇年前には語られることもなかったインターネットが国際社会に大きな影響を与えている。

インターネットの特色は、時間的・地理的無制約性、不特定多数性であり、匿名性や無証跡性である。また、情報発信や複製・再利用の容易性であり、場所の不要性などである。こうした特性を縦横に利用したインターネット環境下の部落差別事件に対しては、現実空間を前提としたこれまでの取り組み方では不十分であり、これらの特性をふまえた新たな取り組み方や課題克服が求められている。インターネット上の部落差別事件の差別性・問題点、背景をふまえ、①匿名性の規制緩和、②具体的な法規制の必要性、③差別事象の発見・解決・救済システムの確立などをはかる必要がある。

一方、インターネットは、人権の伸長や部落差別事件を克服する取り組みを展開する上で積極的な役割も果たす。インターネットの特色は、それを積極的な方向で活用すれば部落差別事件克服にむけた取り組みの幅を大きく広げる。

## 一 はじめに

人権問題が科学技術の進歩とともに、より高度で複雑で重大な問題になっていくことは、生命工学や遺伝子工学の分野だけを見てもよく理解できる。クローン人間の可能性や遺伝子差別の問題はその際たるものである。これは電子工学や情報工学の分野でも同様である。

情報に関連するテクノロジーは、過去において予想もつかないような変革の口火を切ってきた。それは今日においても同じである。情報にともなう社会の急速な変化によって世界観が変わり、世界観の変化がさらに情報環境を変え、ますます世界観も変わるということが起こっている。

今日、電子工学・情報工学の急速な進歩とともに情報化社会が加速し、一〇年前には語られることもなかったインターネットが国際社会に大きな影響を与えている。

これまでの機械工学による技術革新が人間の肉体的能力を限りなく増幅してきたように電子工学・情報工学を中心とする飛躍的な技術革新が情報革命をもたらし、人間の知的能力や意識を限りなく増幅しようとしている。機械文明の最大のマイナスの一つが戦争であり、もう一つが交通事故である。情報文明も同じようなマイナスをもつ。

部落解放運動にとっても今後の重要な課題である差別意識の問題が、これらの情報革命と密接に関わっているだけではなく、部落解放運動のあらゆる分野が大きな影響を受けている。デジタルデバイス（情報技術格差）の問題もその一つである。情報化は時間と空間を超越し、そのことによって、新たな問題が生起している。

インターネットをはじめとする情報の社会的基盤が整備されることによって、多方面でコストと時間が驚異的なまでに圧縮されようとしている中で、その功罪が社会に大きなインパクトを与えている。その「罪」の重要な一つが部落差別をはじめとする差別扇動などの人権侵害である。これらの「罪」を克服し、「功」の面を推進するためにも電子空間内で発生している人権侵害に対して、電子空間内外での法的、技術的、社会的、教育的な取り組みが求められている。

インターネットは個人が世界中の多くの人びとにむかって情報発信する手段であり、情報革命の中心を担っているが、アメリカ合衆国には、人種差別主義のホームページがたくさん存在し、そのネットワークまでできている。それら人種差別主義のホームページは、ドイツではマルチメディア法（三つの法制定と八つの法改正）によって規制されている。ドイツで規制された人種差別主義のホームページ

はアメリカなどの規制のない国に流れている。その場合、これまでの出版物と違って、ドイツで規制することはできなくなる。インターネットは世界のネットワークであり、ドイツ国民は瞬時にして、そのホームページを見ることが出来る。

つまり、ドイツで規制をしてもその効果は極めて不十分である。国によって表現の自由に関する考え方には大きな違いがあり、国際的な規模で規制することもできない。だからこそこれら国際化、ボーダーレス化する人権侵害に対応した国際人権保障システムが求められているのである。

## 二 インターネットの特色と部落差別事件

### 一 インターネットの特色——消極面

インターネットの特色は、時間的・地理的無制約性、不特定多数性であり、匿名性や無証跡性である。また、情報発信や複製・再利用の容易性であり、場所の不要性などである。こうした特性を縦横に利用したインターネット環境下の部落差別事件に対しては、現実空間を前提としたこれまでの取り組み方では不十分であり、これらの特性をふまえた新たな取り組み方が求められている。

時間的・地理的無制約性とは、インターネットの即時性であり、国際性・広範性である。情報化は時間と空間を超越すると述べたが、インターネット上の情報伝達はグローバルな規模で瞬時に可能であり、国境を簡単に越えてしまう。国境を簡単に越えてしまうというよりも、ないといった方がより正確であり、あるとすれば言語の壁だけである。このことは部落差別事件に対する取り組みも国際性や即時性、多言語性（とくに英語）が求められているということであり、それらの体制が取れないということはインターネット上の部落差別事件に対する取り組みが不十分に終わるということを示している。

また、これらの面と複製・再利用の容易性が重なると部落差別事件が頻発するだけでなく、事件の質が変化するということも起きる。すでに、部分的に発生しているが、電子空間上の部落地名情報が一つに集約されるようなことが起これば、容易に電子空間上の「部落地名総鑑」になってしまう。それだけではなく一定の人だけに電子空間上の「部落地名総鑑」を見られるようにすれば、営利行為とも結びつく。それ以外にもさまざまな情報と結びつけば、巧妙な差別煽動にもつながる。アメリカなどで取られている数々の「ビジネスモデル特許」に代表されるようなネットビジネスのノウハウを悪用すれば、インターネット上の多

くの差別商法が生まれてくる可能性も存在する。

かつて、「部落地名総鑑」差別事件が発覚したとき、それらの図書を法的に規制することができないことが大きな問題になった。この場合も発覚から一〇年も経た一九八五年に大阪において部落差別の身元調査と「部落地名総鑑」を法的に規制する「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」が成立したが、インターネット上の問題は府県単位や国単位の問題ではなく、かつ調査業者という特定の職業に従事している人だけの問題でもなく、一〇年もかかるというほど悠長な問題でもない。

国際性や広範性は同時に不特定多数性をもち合わせ、情報の送り手も受け手も不特定多数が存在することになる。また、匿名性や無証拠性をもつことによつて、これまでの事件と量的にも質的にも大きく違うことになる。例えば、近年の部落差別事件で最も多い形態の一つである差別落書きの場合、差別落書き行為者が自身が見つかからないように落書き行為を行う必要がある、それを避けるためには一定の限定された場所で落書き行為を行う必要があった。トイレや死角になっている場所での差別落書きが多いのはそのためである。これらの場所は不特定の人が見るところではあるが、決して多数とはいえない。密室であるトイレに入る人は限られており、死角になる場所を訪れる人も限定さ

れている。多数の人が見える場所の場合、その行為が深夜に行われていたものか、自宅などの室内で書かれたものが貼り出されるものがほとんどである。

しかし、インターネット上の匿名性や不特定多数性はそれらの壁を難なく乗り越えてしまう。密室である自宅で時間的制約もなく、簡単に情報発信ができることによつて、差別落書き行為を躊躇させていた精神的・物理的バリアがなくなり、容易に差別煽動行為に走らせてしまう。

つまり、インターネット環境が差別意識を増幅させることによつて、それまで差別落書き行為をしていなかった人びとまでも簡単に差別行為者に走らせてしまうことになる。そして、その行為が不特定多数の人びとに情報発信され、それらの差別情報に触れた人びとのリアクションを生み出し、差別情報の連鎖が営々と続いている事態になっているのである。

また、広範性や不特定多数性をもつインターネットの特性は、個人がマスメディア的機能をもつにもかかわらず、責任ある管理者がいけないということである。そのことがインターネットの重要な積極面であることはいうまでもないが、インターネット上の部落差別事件の取り組みを難しくしている大きな原因でもある。

インターネットができるまでは、個人が世界中の人びと

に情報発信することは事実上不可能であったが、今日ではそれが可能になっている。

個人がマスメディア的な面をもつことによつて、差別的な個人にも大きな力を与えてしまうことになっている。そこに既存のマスメディアのように一定の責任や節度が存在していれば、今日のような問題は起こらないが、人種差別主義のネットワークが電子空間内で形成されるような状況ではそんなことは期待できない。

情報武装した差別的な個人が、情報機器を使つて、差別扇動していることをどのように防止するかは今後の差別事件に対する取り組みの根本をなすといえる。

## 2 インターネットの特色——積極面

一方、インターネットは人権の伸長や部落差別事件を克服する取り組みを展開する上で積極的な役割も果たす。先に述べたインターネットの特色は、それを積極的な方向で活用すれば部落差別事件克服にむけた取り組みの幅を大きく広げる。

例えば、一九九五年七月二五日付けの東京新聞に、「仏核実験反対インターネットで署名」「八〇カ国から二万五〇〇〇人分続々」というタイトルで、興味深い記事が掲載されていた。それによると東大の院生らが七月一〇日から

インターネットに「ホームページ」を確保、二四時間使える「伝言板」で世界中から署名を集め、「『グリーンピース』など海外の市民運動グループにも連絡し、インターネット上の彼らのページとも『ボタン1つ』で行き来できるようにしたため、アクセスした海外のユーザーにも、署名活動が広く知られるようになった」となっている。彼らが用意した呼びかけは英語と日本語だけであったが、「外国の賛同者たちが自発的にその国の言葉への翻訳を」追加してくれた。その結果、見出しにも書いてある数の署名を半月弱で集めることができたのである。もしインターネットがなければ小人数のグループで八〇カ国からこれだけの署名を短期間で集めることは不可能といえる。

これは、すでに五年以上前のことであり、インターネットの世界では遠い昔のことともいえるが、部落差別撤廃の分野でインターネットの特性を活用したこのような取り組みは極めて不十分といえる。現実空間でできることは、かなりの部分電子空間でもできる。現実空間の部落解放運動、研究・教育活動、相談活動は、ほぼ電子空間でもでき、それ以上にインターネットの特性である国際性、広範性、即時性や複製・再利用の容易性は、その可能性をいっしょに広げる。現実空間で発生する部落差別事件とインターネット上の部落差別事件の質的・量的な悪質さのレベルの違い

は、それを積極的な方向で活用したときにもいえるレベルの違いにもなる。

一五世紀のグーテンベルクの印刷術の発明が、被差別部落の一覧表を提供する差別図書「部落地名総鑑」にも繋がったが、比較にならないくらい多くの研究・教育・啓発図書にも繋がっていることを考えれば、今日のインターネットの消極面を克服し、積極面を活用する重要性はいうまでもないことである。このことはインターネットの消極面を抑制し、積極面を促進していくような後に述べる法的・教育的な社会システムの構築の必要性とも関わっている。

### 3 インターネット上の部落差別事件の差別性・

#### 問題点

インターネット上の部落差別事件には、現実空間で発生する差別事象といくつかの違いがある。当然、差別事象は人間が起こすものであり、現実空間であろうと電子空間であろうと、その前提に人びとの差別意識が存在していることとはいうまでもないが、インターネット上の特性にとりまなう特異性がある。最近では「ネット人格」という定義までできてきているが、ネット上を浮遊することによって形成される人格のようなもので、インターネット上の部落差別事件を分析していく場合、このような視点も必要だと考え

られるが、この稿では触れない。現実空間で発生している部落差別事件と比較して、その特異性のみについて触れる程度にしておきたい。

まず第一に、匿名性が保証されている現在では、差別表現・差別煽動の内容に抑制的意識が働かず、ストリートな表現で過激で悪質なものになっている。ネット人格とも関連していると考えられるが、再犯性が高まっている。また、ネット上の人間関係はフラットであり、現実社会の上下関係が存在しないことによって、差別表現だけではなく表現そのものが変化してきているともいえる。

第二に、国際性をもっていることによって、情報発信のサイトが海外である場合も存在し、これまでの差別事件のように国内だけの取り組みではほとんど効果がなく、法的には司法管轄権の問題も発生している。それだけではなく、即時性が加わることによって、部落差別事件に対する取り組みにこれまで以上のスピードが求められる事態になっている。

第三に、複製・再利用の容易性が集積性を生み出し、差別表現・差別煽動が大量なものになってきている。

第四に、不特定多数性、広範性によって多くの人に見てもらえるということ、単なる差別表現ではなく、差別煽動性が高まっている。それに双方向性が重なることによっ

て差別討論が激化し、より一層差別意識を深化させた内容になっていくものも見られる。

第五に、今後より重要になってくる問題であるが、マスメディア性や動画的性、ゲーム性が進化することによって、動画やゲームで差別意識を植え付けたり、煽動したりするインターネット差別放送局的なものができてしまう可能性も存在する。

第六に、インターネット上での商売の仕方が「ビジネスモデル特許」として米国などではブームになっているが、あのような方法が差別と結びつくこと「部落地名総鑑」以上の差別商法が電子空間内で横行することになってしまふ。

さらに、インターネットは急激に成長しており、既存の価値観の崩壊を伴いつつ進化し、部落差別と結びつく形でプライバシーの侵害や人権機関をターゲットにしたコンピュータ犯罪を仕掛けることも考えられないこともない。

### 三 インターネット上の部落差別事件をふまえた課題（論点）

インターネット上の部落差別事件の克服にむけては上記のような特性を有することから困難な多くの課題が存在する。これらの課題は、単に部落差別事件の克服にむけての課題ということだけではなく、インターネットに関わる多

岐にわたる課題とも関連する。

例えば、インターネットの特性を利用した不正行為は、人、もの、金の動きを把握することを前提に構成された従来の刑事法では十分な対応ができないように、インターネット上の部落差別事件もこれまでの事件の形態と大きく異なることから、法的規制を求める場合においても国際的に妥当する規制根拠、規制の形式と内容を備えることが強く要請される。

このようにインターネット上の部落差別事件克服にむけた論点は、インターネット上の種々の問題の論点とも重なる。このような視点に立ってインターネット上の部落差別事件克服のための課題について明らかにする。

これまで郵政省などの研究会で検討されてきた内容が報告書などで明らかになっているが、それらの具体的政策化は事件克服のための前提である。その中で当面の措置として①国際連携の強化、②各国における自主的な取り組みの促進、③技術的対応策の連携強化、④苦情処理体制の整備、情報提供の充実、⑤社会教育の充実などの課題をあげている。少なくともこれらの課題が確実に政策化され実行に移されていくことが求められている。以下の論点は、これらの措置と重なる点もあるが、インターネット上の部落差別事件の特性からして重要な点である。

## 1 匿名性の規制緩和

第一に、インターネットの匿名性が部落差別事件克服の大きな壁になっていることをふまえ、この匿名性を一定の条件のもとで克服する必要がある。

一九九七年の「電気通信サービスにおける情報流通ルールに関する研究会」の「インターネット上の情報流通ルールについて」と題した報告書では通信内容に秘密性のない「公然性を有する通信」という概念が導入され、発信者情報の開示の検討の必要性が指摘されているが、いまだ実現されていないし、部落差別事件を克服する上では必ずしも「公然性を有する通信」という概念を用いなくても規制は可能である。

また、「誰もが安心して情報通信を利用できる社会をめざして—情報通信の不適正利用と苦情対応の在り方に関する研究会—」の一九九九年二月の報告書でも取り上げられているが、インターネット上の部落差別事件に対する点では不十分である。

確かに「通信の秘密」は憲法二二条、電気通信事業法四条で明記されている重要な問題であり、政治的抑圧を受けずに自由に表現できることを保証することと密接に関わっている。このような点をふまえても、明確な基準のもと発

信者情報の開示が必要であるといえる。

これまでの「通信の秘密」は、一対一が基本であり、放送のように一対「不特定多数」が前提ではなかった。しかし、インターネット上の個人は、ますます放送局的な面をもつようになっており、動画までも自由に発信できる時代になろうとしている。このような時代認識をふまえ、発信者情報を開示できる客観的で明確な判断基準と判断機関、開示方法などを規定した法制度が必要である。これは近年の差別事件の特徴である差別落書き・電話・投書などといった犯人不明の部落差別事件が大きな割合を占めていることから重要である。近年の差別行為者は自身を安全なところにした上で、意図的に差別行為を行っていることを考えるなら、インターネットという情報手段を手にした場合、「通信の秘密」というバリアを同時に手に入れることにつながり、差別行為がよりエスカレートしていくことが考えられるし、現実にもそのようになりつつある。

以上のような視点から発信者が誰であることを明らかにする「匿名性の規制緩和」がインターネット上の部落差別事件に対する取り組みにおいて重要な論点になる。これは「通信の秘密」という表現の自由を厳守し、曖昧な形での「匿名性の規制緩和」が起らないようにするためにも必要である。



## 2 具体的な法規制の必要性

第二に、具体的な法規制の可能性を早急に検討し、具体化する必要がある。インターネットを対象とした新法の制定、電気通信事業法の改正、インターネット上の差別表現に係わる法規制などである。上記の「匿名性の規制緩和」のためにも電気通信事業法の改正が必要である。

また、インターネットやパソコン通信をはじめあらゆる電子ネットワークでは、基本的にはユーザーをIDとパスワードで識別している。他人のIDを盗用した不正アクセス行為は、電子ネットワークの信頼性を根本から揺るがす危険性をもっている。ネットワーク社会になればなるほど、不正アクセス行為の影響は大きいといわざるを得ず、このような観点からもインターネットなどを対象にしたサイバー新法の制定は不可欠であるといえる。

政府もIT基本法案を本年の臨時国会に提出しようとしているが、この法案には私たちが意図している内容が含まれないようである。放送には放送法、電気通信には電気通信事業法があるように、インターネットにもそれに関する基本的な立法が必要である。ただインターネットの場合は国際的な立法が必要であり、国内立法だけでははなはだ不十分であり、長期的な課題にならうが国際的な条約が必

要であるといえる。すでに、人種差別撤廃条約第四条(a)(b)、国際人権規約の自由権規約第十九条、第二〇条などが存在するが、インターネット上の特性をふまえたものできていない。

また、部落差別事件の場合、現実空間においても被害者が特定されない場合が多い。例えば「部落民を皆殺しにせよ」といった差別煽動ビラが貼られるということが過去にあったが、これは特定の人物を指したのではなく、被害者からの申し出にに応じて当該機関が動くというスタイルの法制度では不十分であるといえる。インターネット上の「部落地名総鑑」のような場合はとくにいえる。この場合は差別表現や差別煽動的な文言が入っているわけではなく、被差別部落の一覧表の提供であり、重大な差別的結果をもたらすものであるが、これらを規制することは特別な立法などを含む措置が必要である。

先に紹介した「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」には、第五条(2)に「同和地区の所在地の一覧表等の提供及び特定の場所又は地域が同和地区にあることの教示をしないこと」という規定があるが、大阪府という限定された範囲であるとともに、興信所・探偵社業者を対象としたものであり、インターネット上の「部落地名総鑑」には無力である。しかし、差別煽動犯や愉快犯

が複製・再利用の容易性、不特定多数性、匿名性というインターネットの特性を悪用してできる重要な差別行為の一つが「部落地名総鑑」の作成、発信である。このような状況をふまえたインターネット上の差別表現、差別行為を有効に規制することのできる法的措置の検討とその立法化である。

### 3 差別事象の発見・解決・救済システムの確立

第三に差別表現・差別煽動情報の発見・解決システムの構築や被害者救済システムの構築など実効的な解決システムの構築が必要である。そのためにもプロバイダーなどの情報流通に関する責任者の責務の明確化や事業者による自主規制の促進が必要であり、そのトータル的なものとしての行政の課題を明確にし、具体化が必要である。

現実空間における差別表現や差別事象の発見・解決システムは、部落差別事件においては運動団体が中心になって行政機関をはじめとする関係各機関が連携する形で構築されている。法務省・法務局が人権侵犯事件調査処理規定に基づいて行う部落差別事件をはじめとする人権侵犯事件に対する取り組みは、現実的にはほとんど機能していないといっても過言ではない。それは被害者救済システムも同様である。また、現行の被害者救済の司法システムも不十分

である。これまでの差別事象の解決・救済において現行法はほとんど活用されていない。民法七〇九条の不法行為、同七二〇条の名誉毀損、同七二二条の名誉回復、刑法二三〇条の名誉毀損罪、同二三一条の侮辱罪などが適用された事例は極めて少ない。また、これまでの司法は二割司法といわれ司法システムそのものが弱体化していたともいえる。

現在、上記のような状況をふまえて、司法制度改革審議会で司法制度の問題が検討され、国の人権擁護推進審議会において人権救済システムが検討されているが、電子空間上の事象に対する被害者を救済するシステムも念頭におく必要があるといえる。

これまでの現実空間における取り組みを参考にすると、差別事象の被害者や発見者が通報できる民間機関や行政機関などが必要であり、それら通報されてきた差別事象などに関してインターネット上の特性をふまえて、適切に対処できる法制度的・人的・財政的な社会システムが必要である。その際、とくに重要なものはプロバイダーである。一九九七年に制定されたドイツの「マルチメディア法」でも、プロバイダーに対する規制を柱に、規定が設けられている。プロバイダーは、自己のネットワークを通じて伝えられる情報の内容を知り、かつ、その伝達を防ぐことが技術的に可能である場合には、伝達される内容に対して責任

を負うものとされている。日本においても一部のプロバイダーは、自主的に利用者との契約約款などにおいて、一定の規定を置いて情報の削除などがあることを決めているが、それだけでは極めて不十分である。また、電子掲示板などの場合は誰が書き込みをするか分からず、事実上管理することは困難である。しかし、現実空間と電子空間における情報流通においての大きな違いは、プロバイダーを経由するかどうかであり、「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」が興信所・探偵社業者に一定の行為規制を行ったように、プロバイダーへの一定の責務を課することはインターネットの特性を考えた場合、有効であるといえる。そうした視点に立って、差別情報の発見・解決・救済システムの構築が要請されている。

#### 4 人権教育の必要性とインターネットの活用

以上のような課題を遂行していくためにもインターネット上の特性をふまえた人権教育が徹底されなければならない。どのような表現をもって差別表現や差別煽動とするかは人びとの人権感覚と密接に結びついている。また、どのような社会的システムを構築するかも人びとの意識と切り離せない。インターネット上の部落差別事件を克服するためにも人権教育の徹底は重要な課題である。

また、人権教育とともにインターネットの積極的活用をより一層考えていく必要がある。先に述べた差別情報の発見・解決・救済システムを構築する場合においてもインターネットや進化するコンピューターシステムは大きく貢献する。インターネットを活用した人権教育システム、差別事象に対抗する人権ネットワークの構築、サイバー人権相談システムなど、可能性は無限大に広がっている。これらの可能性を民間や行政機関が力を合わせて追求していくことが求められている。

#### 参考文献

- 藤原宏高編『サイバースペースと法規制』、日本経済新聞社、一九九七年
- 竹内宏『これがIT革命だ』、『IT革命』研究会、学生社、二〇〇〇年
- 堀部政男『インターネット時代の到来と人権』『ヒューマンライツ』、一九九七年二月号
- 「インターネット上の人権侵害事象の解決方策について」大阪府被害者救済策に関する庁内研究会（インターネット部会）、一九九九年
- 浜田純一「ネットワーク時代の表現の自由」『部落解放』、一九九八年一月号